

きる方、申請登録をお願いします

募集期間：平成24年8月13日（月）～9月14日（金）

2、登録できる方

錦江町内に住所のある方及び錦江町内に主たる事業所を有する方（建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問いません。）

ただし、次の項目に該当する方は、登録できません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者であって復権を得ていない者
- (2) 錦江町建設業者等級別表（建築一式工事、土木一式工事、舗装工事）に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 自ら履行できない者
- (5) 納付すべき町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所運営費費用徴収金、学校給食費、住宅使用料、水道使用料、農業集落排水使用料、町畜産振興資金貸付金及び町奨学資金貸付金をいう。）の過年度分を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となるような活動を行う団体、その他町の契約の相手方として不適当と認められる者

3、提出書類等

- (1) 錦江町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）
※町税等納付状況調査同意書に必ず署名、押印をしてください。
- (2) 修繕等実績調書（様式第2号）
- (3) 電気工事及び管工事については、必ず資格者証・事業者証等の写しを添付

4、登録期間

登録の有効期間は2年間とします。ただし、今年度は年度途中からの登録のため、平成24年10月1日から平成26年3月31日までを有効登録期間とします。

【申請受付及びお問い合わせ先】 〒893-2392 錦江町城元963番地
錦江町役場総務課総務チーム TEL 22-0511

公用車を売却します

公用車の更新に伴い、次に掲げる車両を錦江町内の個人及び法人を対象とした入札により売却します。



公用車（クラウン） 105,576km H14.9



公用車（10人乗りワゴン車） 108,254km H3.10

※車両名称、走行距離（8月1日現在）、初度登録年月

❖ 入札参加申込み

【期間】平成24年8月13日（月）から平成24年8月24日（金）（土・日曜日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場所】総務課へお申し込みください。各車両の入札の説明書及び申込書を準備してあります。

❖ 車両の公開

【期間】平成24年8月13日（月）から平成24年8月24日（金）（土・日曜日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場所】錦江町役場本庁駐車場
※車両の内外装及び機関の確認とし、試乗はできません。

❖ 入札

【期日】平成24年9月3日（月）午前9時

【場所】錦江町役場本庁2階会議室 ※入札は参加申込みをする必要があります。

❖ その他

詳細については、総務課へお問い合わせください。

総務課 財政管財チーム

TEL 22-0511